

教育ローン返済用カード規定

1. (カードの発行)

とうぎんの教育ローン返済用カード（以下「カード」といいます。）は、とうぎん教育ローン契約に基づき、当行が発行するものとします。

2. (カードの利用)

カードは、当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM 等」といいます。）を使用して当座貸越金の残高照会または随時返済する場合のみに利用することができます。

3. (ATM 等による随時返済)

- (1) 当行の ATM 等を使用して当座貸越金の随時返済を行うときは、ATM 等にカードを挿入し、画面表示等の操作手順に従って操作してください。
- (2) 当行の ATM 等による随時返済は、1 千円または 1 万円単位とし、1 回あたりの返済金額は当行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) ATM 等による返済は、全て随時返済となり、定例返済および利息の返済はできません。
- (4) 借入残高を超える随時返済をした場合、超過分は、自動的に返済指定口座へ振替入金されます。全額返済日までの約定利息は、次回約定返済日に返済指定口座より自動引落としとなります。
- (5) 約定返済が延滞している場合は、随時返済はできません。

4. (預金機・支払機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により ATM 等による随時返済ができないときは、窓口営業時間内に、当行本支店の窓口で随時返済を行うことができます。
- (2) 前項により取扱う場合には、預金口座からの受入により取扱いますので当行所定の払戻請求書に必要事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。

5. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失したとき、または、氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。
- (2) カードを紛失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- (3) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

6. (解約等)

- (1) とうぎん教育ローン契約の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカード利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行から請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。

7. (カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

8. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、とうぎん教育ローン契約に定める契約期限とします。なお、とうぎん教育ローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

9. (この規定の変更)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。
 - ① 変更内容が本人(個人のお客さま)の一般の利益に適合するとき
 - ② 変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて（前項第 2 号の場合についてはあらかじめ）公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

10. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、とうぎん教育ローン契約に従って取扱うものとします。

以上
(2020.10)